

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定	障害福祉課	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	〃	○ 落札者等の決定	用度課
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更	〃	〃	警察本部会計課
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止	〃	【公安委員会】	〃
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止	〃	警備業法に基づく検定	生活安全企画課
○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定	〃	〃	〃
○ 保安林の指定	治山課		
○ 保安林の指定の解除	〃		
○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧	水産課		
【公告】			
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	県民生活交通課		
○ 土地改良区清算人の退任届	耕地課		
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	都市計画課		
〃	〃		

◎岡山県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
仁美診療所	赤磐市仁堀中1684-1	H30.1.1
金光駅前薬局	浅口市金光町占見新田398-6	H29.11.3

◎岡山県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
金光駅前薬局	浅口市金光町占見新田399-1	H29.11.2
医療法人森医院	赤磐市惣分28	H29.11.20
医療法人森医院仁美診療所	赤磐市仁堀中1684-1	H29.11.20

◎岡山県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
居宅介護事業者	株式会社老松薬品	岡山市南区築港緑町1-15-26	富永薬局宇野	玉野市宇野2-15-1	名称	有限会社老松薬品	株式会社老松薬品	H29.11.1
〃	〃	〃	〃	〃	主たる事務所 の所在地	倉敷市老松町3-12-23	岡山市南区築港緑町1-15-26	〃
介護予防事業者	株式会社老松薬品	岡山市南区築港緑町1-15-26	富永薬局宇野	玉野市宇野2-15-1	名称	有限会社老松薬品	株式会社老松薬品	H29.11.1
〃	〃	〃	〃	〃	主たる事務所 の所在地	倉敷市老松町3-12-23	岡山市南区築港緑町1-15-26	〃

◎岡山県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	社会福祉法人センチュリー岡山	岡山市東区下阿知1180	訪問介護事業所楽々園	瀬戸内市邑久町北池169	H29.10.31
介護予防事業者	社会福祉法人センチュリー岡山	岡山市東区下阿知1180	訪問介護事業所楽々園	瀬戸内市邑久町北池169	H29.10.31
居宅介護事業者	医療法人森医院	赤磐市惣分28	医療法人森医院	赤磐市惣分28	H29.11.20
介護予防事業者	医療法人森医院	赤磐市惣分28	医療法人森医院	赤磐市惣分28	H29.11.20
居宅介護事業者	医療法人森医院	赤磐市惣分28	医療法人森医院仁美診療所	赤磐市仁堀中1684-1	H29.11.20
介護予防事業者	医療法人森医院	赤磐市惣分28	医療法人森医院仁美診療所	赤磐市仁堀中1684-1	H29.11.20

◎岡山県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
倉野 巧	四つ葉ノ整骨院	高梁市新町48-1	H29.11.29
高木 謙輔	はり・きゅう治療院たかぎ	都窪郡早島町早島2403-10	H29.12.15

◎岡山県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

玉野市石島字西之奥二七八一の一、二七八一の二、二七八一の七、二七八一の一三から二七八一の一六まで、二七八一の二〇、二七八一の二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院西字峠下二〇六一の二〇、二〇六一の二一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市中区高屋二一九一〇 岸本 吉正

岡山市南区阿津二六〇一三 大元 智朗

二 加入区

岡山

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

岡山市漁業協同組合

四 縦覧期間

平成三十年一月十九日から同年二月二日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

〔一九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年一月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来へ

三 代表者の氏名

藤本 優

四 主たる事務所の所在地

津山市中之町六一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、おもに児童養護施設の子どもたちと、不特定多数のニートや引きこもりを対象に、生活向上並びに社会的自立支援に関する事業を行い、青少年が自分らしく生き、夢と希望と生きがいを持って暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、会議に関する事項、その他の事業の種類及びその他の事業に関する事項

〔二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

阿部土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名 住 所

白神 郁夫 高梁市落合町阿部二六五一

金田 敏之 ” ” 四二三

西平 善一 ” ” 三一九四

〔二一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

平成二十九年十二月二十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市上下水道部下水道課において縦覧に供する。

〔二二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から鴨方都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

平成二十九年十二月二十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市上下水道部下水道課において縦覧に供する。

〔二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町八重三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区南輝二丁目一〇―一四

永尾 美佳

三 許可番号

岡山県指令建指第二八三号

平成30年1月19日 岡山県公報 第11957号

〔二四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四三七式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十九年十二月十二日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社両備システムイノベーションズ

岡山市北区磨屋町一〇番一二号

五 落札金額

四一、〇六〇、五二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、〇四一、五二〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十九年十月三十一日

平成30年1月19日 岡山県公報 第11957号

〔二五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四三三式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十九年十二月十二日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社ラインズオカヤマ

備前市伊部一七二二番地の一

五 落札金額

三一、六六八、五八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、三四五、八二〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十九年十月三十一日

平成30年1月19日 岡山県公報 第11957号

〔二六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

P I T キー 一、八〇〇式

二 借入期間

平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年十二月二十七日

五 落札者の氏名及び住所

N E C キヤピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

一月当たり九五〇、二九二円（うち消費税額及び地方消費税の額七〇、三九二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年十一月十七日

◎岡山県公安委員会告示第四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年一月十九日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	雑踏警備業務（一級）	学科試験 平成三十年四月二十七日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成三十年五月十九日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年三月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年一月十九日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	雑踏警備業務（二級） 学科試験 平成三十年四月二十七日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎	
	実技試験 平成三十年五月二十六日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年三月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。